

岐阜県公報

号外(八) 平成二十六年四月一日

目次

規則

岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則

(管財課)

一

岐阜県職員職務発明等に関する規則の一部を改正する規則

則

(同)

一

訓令

岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する訓令

(管財課)

二

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令

(同)

二

規則

岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十七号

岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則

岐阜県公有財産規則(昭和三十九年岐阜県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中、「秘書広報統括監及び危機管理統括監」を「及び秘書政策審議監」に改める。

第十五条第二号中「行なわれる」を「行われる」に改める。

第二十八条第二項の表教育長の項中「美術館長、現代陶芸美術館長」を削り、同表監査委員事務局局長の項中「監査委員事務局監査第一課長」を「監査委員事務局監査課長」に改める。

第三十条中「県営土地改良事業」の下に「及び農業農村整備に関する事業」を加え、「土地改良財産」を「財産」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員職務発明等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十八号

岐阜県職員職務発明等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員職務発明等に関する規則(昭和五十三年岐阜県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「置き、その職務は、総合企画部研究開発課で処理する」を「置く」に改め、同条に次の一項を加える。

2 審査会の庶務は、次の各号に掲げる議事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める課において処理する。

一 発明、考案及び意匠の創作に係るもの 商工労働部産業技術課

二 品種の育成に係るもの 農政部農政課

第二十条第三項中「総合企画部研究開発課長」を「商工労働部産業技術課長、農政部農政課長」に改める。

第二十四条中「当該権利の内容となつてゐる事項を所管する部局長(岐阜県公有財産規則(昭和三十九年岐阜県規則第四十八号)第二条第一号及び第二十八条第一項第一号から第五号までに掲げる者をいう。)」を「次の各号に掲げる権利の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職にある者」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 品種登録を受ける権利、育成者権又は当該育成者権に係る専用実施権等 農政部長
- 二 前号に掲げる権利以外のもの 商工労働部長

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第十五号

庁中一般
各現地機関

岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県財産評価委員会規程の一部を改正する訓令

岐阜県財産評価委員会規程(昭和三十六年岐阜県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「総務部管財課財産活用企画監」を「総務部管財課県庁舎再整備企画監」に改める。

附則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十六号

庁中一般
各現地機関

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令

岐阜県防火管理者規程(昭和三十六年岐阜県訓令甲第十八号)の一部を次のように改正する。

別表河川環境研究所の項中「河川環境研究所」を「水産研究所」に改め、同表自動車税事務所の項中「県税課長」を「総務課税課長」に改め、同表防災交流センターの項及び広域防災センターの項中「危機管理課長」を「危機管理政策課長」に改め、同項の項の次に次のように加える。

美術館

岐阜市宇佐

副館長兼総務部長

野笹町職員アパート

美

別表情報科学芸術大学院大学の項を削り、同表中

広見職員アパート	可
和泉職員アパート	可

濃加茂市野笹町	中濃振興局振興課長
児市広見	
茂郡白川町和泉	

を

野笹町職員アパート	
広見職員アパート	

美濃加茂市野笹町	中濃振興局振興課長
可児市広見	

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社